

## 諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の1日も早い開門を求める決議

- 1 1997年4月、諫早湾干拓事業潮受堤防の締め切りが強行された。次々に落下した鋼板は、宝の海・有明海の息の根を止める死刑台のギロチンに例えられた。

それ以来、有明海異変と呼ばれた漁場環境の悪化によって、有明海漁民は深刻な漁業被害に見舞われ、漁業を基盤にした地域社会は大きな打撃を受けた。

今、潮受け堤防締切から21年が経過する中、毎年のように発生する赤潮や貧酸素、調整池から大量に排出される淡水の汚染水等による漁業被害のため、多くの漁民が生活苦に喘いでいる。この間、少なくない漁民が漁業をあきらめ、また、将来を悲観して自ら命を断った。

- 2 有明海漁業と地域社会にとって、宝の海・有明海を取り戻す転換点としての潮受堤防排水門の開門は、極めて切実な願いである。

干拓事業が2008年3月に終了し干拓地における営農が開始されてからも、有明海の漁民と市民は農漁共存のスローガンを掲げ、開門を求めて法廷の内外で粘り強くたたかった。

その結果、2008年6月の佐賀地裁に続き、2010年12月福岡高裁は準備のための3年の待機期間後の開門を命じ、世論の圧倒的支持の中で国は上告できず、判決は確定した。

- 3 ところが、干拓事業を推し進めてきた国と長崎県は開門確定判決を敵視し、干拓地営農者や背後地住民の開門に対する不安を最大限に利用して開門を阻止しようとした。

国は地元の反対を口実に開門をサボタージュし、確定判決に従わないという憲政史上初の暴挙に出た。

これに対し、勝訴した漁民らは間接強制を申し立ててたたかい、国は請求異議訴訟を提起して抵抗した。

国の請求異議は第1審の佐賀地裁においては短期間の審理で退けられた。危機を募らせた国は福岡高裁における控訴審において、漁業権は10年で消滅し、新旧の漁業権に同一性はないと主張した。

- 4 本年7月30日、福岡高裁は請求異議訴訟の判決において、第1審判決を覆し、開門確定判決における漁民らの物権的請求権としての開門請求権は10年経過による漁業権の消滅にともない消滅したとして、国の請求異議を認めた。

その結果、開門確定判決による開門請求権は2013年8月の経過によって、同年12月の履行期を迎えることなく既に消滅していたとされ、開門確定判決は実質的に覆された。確定判決を再審ではなく請求異議訴訟によって覆すこと

は民事訴訟制度の破壊であり、司法による司法の否定ともいうべき暴挙である。

しかも、漁業法上、漁業権には存続期間の定めがあるものの、従来どおりの漁業が継続されている場合には切れ目なく漁業権が更新されることとなっている。それは漁民にとって当然の権利であり、そうであるからこそ、後継者の育成や漁船等への投資が安心してなされ、漁業という生業が成り立ちうるのである。今回の判決は単に有明海漁民のみならず、全国の漁民に深刻な影響を及ぼさざるをえない。

- 5 国は今、有明海沿岸4県の漁協に合計100億円の基金をばらまくことによって、漁民らの開門を求める声を押さえ込もうとしている。しかしながら、開門をタブー視した有明海再生の取組みにはすでに14年の歳月をかけ、1000億円近い公費が投入されている。それでもなお、宝の海・有明海の再生にはほど遠い状況である。開門は漁民らにとって、最後の希望である。他方で、干拓地の2営農者が、干拓事業によって造られた調整池が農業被害をもたらしているとして、開門を求める訴訟に立ち上がっている。

われわれはこれらの被害を救済し、地域社会の健全さを取り戻すため、1日も早い開門を強く求める。

2018年10月22日

自由法曹団 福岡・八幡総会